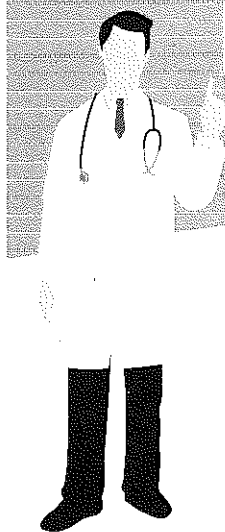


# わが町の ドクター跡取りクリニック



第3回

## 個人事業と医療法人の違い



税理士法人ブレインパートナー代表社員／公認会計士・税理士  
**矢野 厚登**

2007年4月以降、医療法人の設立件数は大幅に減少しました。一番の理由は医療法人制度の変更です。07年4月1日以降設立の新制度の医療法人では、後継者がいないなどの理由により法人を解散した場合、その法人に留保されている残余財産が国または地方公共団体のものになります。

ただ、近年医療法人は増加傾向にあります。医療法人の利益に対する実効税率は約35%で、個人事業の最高税率50%（住民税含む）と比べて税率のメリットは歴然です。法人減税の声が高まっているなか、個人に対する課税はじわじわと強化されています。高所得者の最高税率を55%（住民税含む）へ引き上げる予定もあり、ますます法人と個人の税負担の差が広がるなかで、一定以上の利益をあげる医療機関が医療法人設立を検討するのは当然の成り行きです。

金融機関の担当者としては、個人事業と医療法人のフロー（利益）とストック（財産）に対する課税の違いを確認していただきたいと思います。医療法人制度が変わっても、フローに対する課税は法人が圧倒的に有利であり、その効果を試算することもさほどむずかしくありません。さらに、個人事業と異なり、医療法人では一定の条件を満たせば生命保険の保険料の一部を経費とすることが可能となり、金融機関にとっても提案の幅が広がります。

ストック面での決定的な違いは、法人の

〔図表〕 医療法人のメリット

	個人	医療法人	
		07年3月31日以前設立(旧制度)	07年4月1日以降設立(新制度)
法人解散時のリスク		○ (配当)	× (残余財産は国等へ)
フロー(所得税・法人税)節税	△	○	○
ストック(相続税)対策	△	○ (持分評価)	◎ (相続税なし)

内部留保に対する相続税課税です。旧制度の法人では、企業の株式に似た考え方で持分の評価が必要となり、その持分が相続財産となります。一方、新制度の法人では持分の概念がなく、法人の内部留保は相続の対象から除かれます。新制度の医療法人設立は効果的な相続対策になります。

一方、いったん医療法人を設立してしまふと、企業と違って個人事業に戻りすることは事実上不可能となります。また、株式会社のように出資額に応じた支配力をもつとは限りません。次回は医療法人設立を進めるうえでの注意点をもう少し詳しくみていきたいと思います。